

一般社団法人長野県産業環境保全協会 様  
長野県環境測定分析協会 様

長野県環境部長

水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行について (通知)

標記の件について、令和 4 年 4 月 1 日から施行される旨、環境省水・大気環境局長から別添のとおり通知がありましたので、御了知ください。

なお、改正の概要は下記のとおりです。

## 記

### 1 六価クロムに係る基準値の見直しについて

#### (1) 新たな基準値

公共用水域及び地下水における健康項目環境基準のうち、六価クロムの環境基準値が 0.05mg/L 以下から 0.02mg/L 以下に改正された。

#### (2) 測定方法

測定法
日本産業規格 K0102 (以下「規格」という。) 65.2 (規格 65.2.2 及び 65.2.7 を除く。) に定める方法 (ただし、次の 1 から 3 までに掲げる場合にあつては、それぞれ 1 から 3 までに定めるところによる。)
1 規格 65.2.1 に定める方法による場合原則として光路長 50mm の吸収セルを用いること。
2 規格 65.2.3、65.2.4 又は 65.2.5 に定める方法による場合 (規格 65. の備考 11 の b) による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分 (0.02mg/L) 増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70~120% であることを確認すること。
3 規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 2 に定めるところによるほか、日本産業規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うこと。

### 2 大腸菌群数に係る環境基準の見直しについて

#### (1) 新たな基準値

大腸菌群数を生活環境項目環境基準の項目から削除し、新たに大腸菌数を追加する。環境基準値は以下のとおり。

環境基準値【河川】

類型	利用目的の適応性	大腸菌数環境基準値 [90%水質値]
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	20 CFU/100ml 以下 ※
A	水道2級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	300 CFU/100ml 以下
B	水道3級 及びC以下の欄に掲げるもの	1,000 CFU/100ml 以下

※水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。

環境基準値【湖沼】

類型	利用目的の適応性	大腸菌数環境基準値 [90%水質値]
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	20 CFU/100ml 以下 ※1
A	水道2、3級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	300 CFU/100ml 以下 ※2

※1 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。

※2 水道3級を利用目的としている地点（水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数1,000CFU/100ml以下とする。

(2) 測定方法

環境省通知付表のとおり。

(3) 留意事項

- ・大腸菌数に係る基準値については、90%水質値とする。
- ・大腸菌数の日間平均値は、幾何平均により求めるものとする。その際、個別の測定値が報告

下限値未満の数値については、報告下限値の数値として取り扱い、幾何平均値を計算する。  
ただし、同一測定点における同日のすべての検体の測定値が報告下限値未満の場合には、日間平均値を「報告下限値未満」とする。

- 大腸菌数の環境基準化に伴い常時監視等の処理基準についても改正された。(大腸菌数の報告下限値、平均値の計算方法、環境基準の達成状況の評価方法が追記。)

長野県 環境部 水大気環境課 水質保全係 (課長)仙波 道則 (担当)青柳 嶺奈 電 話 026-235-7162(直通) ファクシミリ 026-235-7366 電子メール mizutaiki@pref.nagano.lg.jp
---